

# NEWS RELEASE



## 関西国際空港株式会社

経営戦略室広報グループ

TEL : 072-455-2201

FAX : 072-455-2052



2007年（平成19年）7月6日

### 「アジア・ゲートウェイ特区」の提案について

内閣官房構造改革特区推進室において、構造改革特区に関する提案募集が毎年行われておりますが、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現に向けて、関西国際空港の国際競争力強化を図るべく、弊社から別紙内容の提案を行いましたので、お知らせいたします。

採用の可否につきましては、今後、関係機関における調整・検討が行われ、本年9月頃に、構造改革特別区域推進本部において、対応方針が決定されるとのことです。

## 「関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区」の提案について

### 提案項目

#### 1. 税関の24時間通常開庁化

(現状) 税関執務時間(8:30～17:00)以外において税関手続を行う場合は、臨時開庁承認申請の手続が必要であり、臨時開庁手数料の納付が必要。

【要望】 臨時開庁承認制度を廃止し、税関の24時間通常開庁化。(手続の簡素化によるリードタイム短縮、手数料の廃止による物流コスト削減)

#### 2. 指定地区内の保税運送承認免除化

(現状) 保税蔵置場間における外国貨物の移動には税関長の保税運送承認が必要。

【要望】 保税取締上支障がないと認められる地区(保安区域である関空国際貨物地区を想定)においては保税運送承認申請手続を免除。(リードタイム短縮)

#### 3. 輸入貨物に対する自動通関システムの導入

(現状) 輸入貨物は原則として保税蔵置場に搬入後に輸入申告が必要。(なお、予備審査制度においても、貨物到着前に予備審査を行った後、保税蔵置場搬入後に改めて本申告が必要。)

【要望】 輸入貨物の保税蔵置場搬入前(航空機での輸送中など)に輸入手続の完了を可能に。(貨物到着後の迅速な引渡しが可能)

#### 4. 輸入貨物における税関検査の優良事業者への優遇化

(現状) 輸入手続に際しては必要に応じて税関検査(現物検査)が実施される。また、検査場までの貨物輸送費は荷主負担となっているが、税関職員の出張検査(現場検査)は対象貨物が巨大重量貨物等に限定されている。

【要望】 コンプライアンスの優れた事業者には、検査個数を軽減、現場検査の対象範囲を拡大(リードタイム短縮、コスト削減)

#### 5. 出入国手続施設の多様化

(現状) 出入国に関し諸外国の空港に見られるような専用手続施設の設置がない。

【要望】 ビジネス機、深夜貨物便などに対応した出入国手続施設の設置。

#### 6. 出入国審査時の専用手続レーンの導入

(現状) 出入国時のCIQ手続に関して、諸外国の空港に見られるような専用レーン設置がない。

【要望】 ビジネスクラス以上旅客、乗継旅客、VIP(ビジネスジェットの旅客を含む)に対する専用手続レーンの設置。

### 提案主体

1～4は、関空会社と大阪府の共同提案。5～6は関空会社の提案。